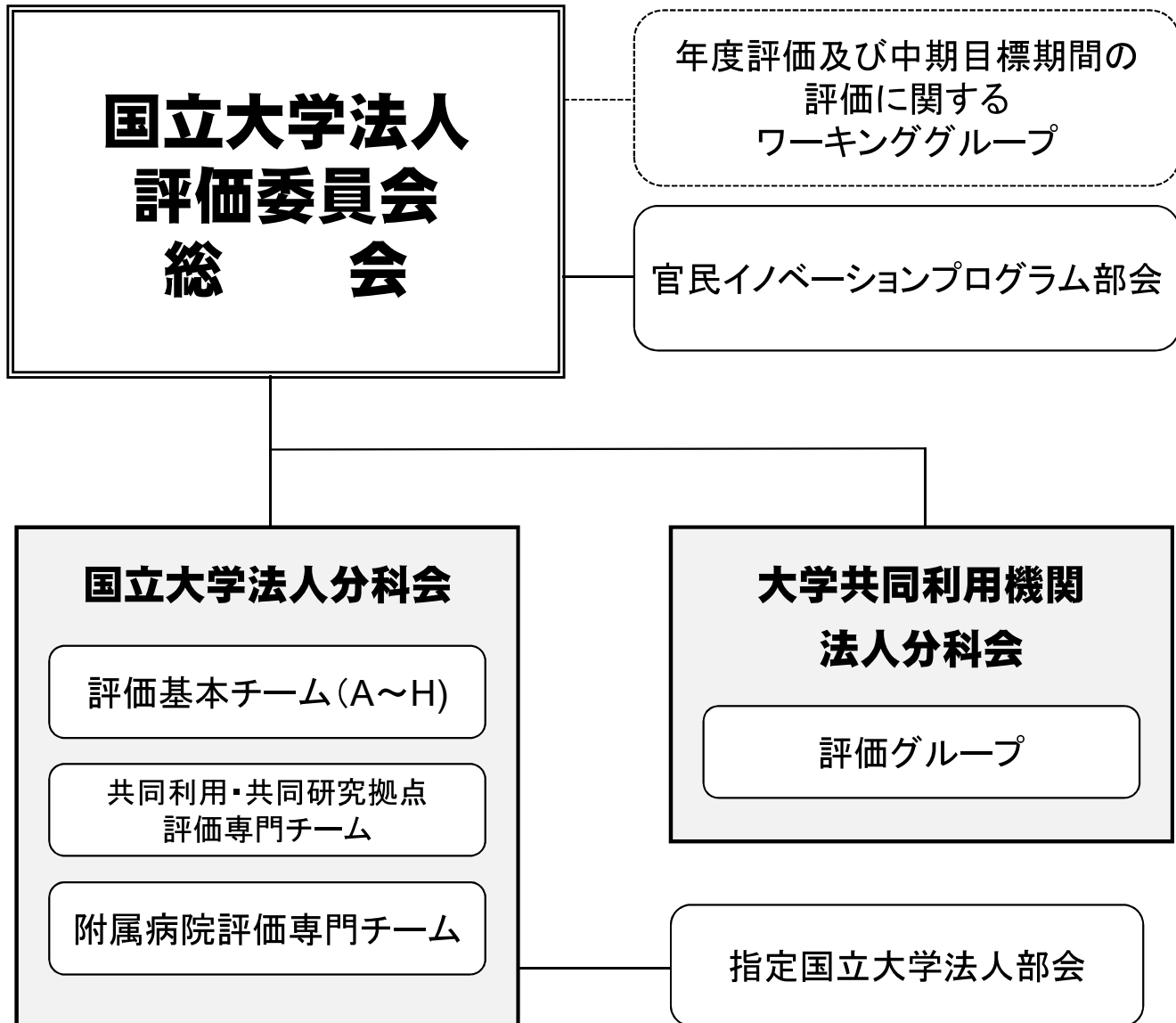


国立大学法人評価委員会の構成・主な所掌事務

国立大学法人評価委員会

- 国立大学法人法第9条に基づき設置
- 産業界・マスコミ・大学関係、会計関係など様々な委員により構成



主な所掌事務

- 法人の業務実績評価（各事業年度、4年目終了時、中期目標期間終了時）の実施
- 中期目標の策定・中期計画の認可に係る意見を文部科学大臣に対して述べること
- 中期目標期間終了時における組織・業務の検討に係る意見を文部科学大臣に対して述べること
- 指定国立大学法人の指定に係る意見及び指定の取消しに係る意見を文部科学大臣に対して述べること

年度評価及び中期目標期間の評価に関するワーキンググループの設置について

平成19年12月21日
国立大学法人評価委員会決定

1. 目的

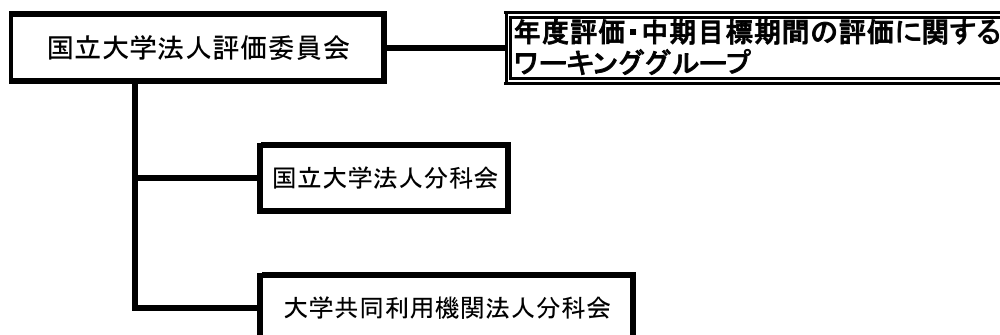
年度評価については、評価結果が各法人の業務運営に活用されることが重要であるとともに、評価の在り方自体も改善を加えていくことが必要であり、国立大学法人評価委員会としても、次年度以降の評価の充実に向けて検討を行っていくことが必要である。

一方、中期目標期間の評価については、確実な評価の実施のため、評価方法等の専門、技術的な検討を引き続き行う必要がある。

このため、年度評価及び中期目標期間の評価に関するワーキンググループを設置し、評価方法等について専門的な観点から検討を行う。

2. 位置づけ

国立大学法人評価委員会の下にワーキンググループを置く。



3. 構成員

ワーキンググループの構成員は、委員長の名指す委員及び臨時委員で構成する。

4. 検討課題

- 年度評価及び中期目標期間の評価に関する専門・技術的事項
 - (例) ・ 定員超過の状況の評価方法
 - ・ 附属病院の評価方法
 - ・ 業務の実績に関する報告書の様式
 - ・ 根拠資料・データの取扱い

官民イノベーションプログラム部会の設置について

〔平成25年3月1日
国立大学法人評価委員会決定〕

1. 趣旨

国立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）において、国立大学法人及び大学共同利用機関法人への国立大学法人法第7条第2項の規定に基づく、産学共同の研究開発による実用化促進のための出資（以下「出資」という。）に係る審議を円滑に進めるため、国立大学法人評価委員会令第6条第1項の規定に基づき、委員会に、「官民イノベーションプログラム部会」を設置する。

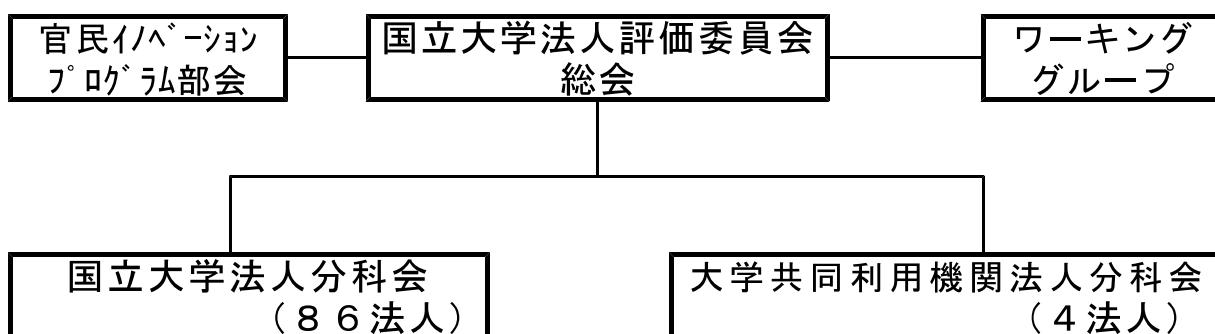
2. 所掌事務

- ・ 出資に係る中期目標及び中期計画の評価に関すること
- ・ 出資に係る中期目標及び中期計画の策定及び認可についての意見聴取に関すること
- ・ 上記の他、出資について委員会で審議が必要な事項に関すること

3. 委員構成

起業やファイナンス、大学発ベンチャー支援等に関して識見のある者により構成するものとし、委員長が指名する。

（参考）国立大学法人評価委員会の構成



指定国立大学法人部会の設置について

平成28年10月13日
国立大学法人評価委員会
国立大学法人分科会決定

1. 趣旨

国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会（以下「分科会」という。）において、国立大学法人法第34条の4の規定に基づく、指定国立大学法人の指定等に係る審議を円滑に進めるため、国立大学法人評価委員会令第6条第1項の規定に基づき、分科会に「指定国立大学法人部会」を設置する。

2. 所掌事務

- ・ 指定国立大学法人の指定に関すること（基準等の策定を含む）
- ・ 指定国立大学法人の指定の取消しに関すること
- ・ 上記の他、指定国立大学法人について指定国立大学法人部会で審議が必要な事項に関すること

3. 委員構成

大学の運営や教育研究に高い識見を有する者（外国人を含む）等により構成するものとし、分科会長が指名する。

（参考）国立大学法人評価委員会の構成

